

10月分(12月支給分)から変更

児童手当制度が改正されます

児童手当法の改正に伴い、令和6年10月分(令和6年12月支給分)から、児童手当の内容が一部変更になります。

《問合せ》 国保・年金課 21-9061

10月分からはこう変わります

支給対象が高校生年代まで延長されます

第3子以降の支給額が3万円に増額されます

第3子以降加算のカウント対象が大学生年代まで延長されます

所得制限がなくなります

支払回数が年3回から年6回(偶数月)になります

改正前(令和6年9月分まで)

年齢区分	第1・2子	第3子以降
3歳未満	1万5千円	1万5千円
3歳～小学生	1万円	1万5千円
中学生	1万円	1万円
高校生年代	なし	なし
第3子以降加算あり	18歳に達した年度末まで(高校生年代まで)	

改正後(令和6年10月分から)

年齢区分	第1・2子	第3子以降
3歳未満	1万5千円	3万円
3歳～小学生	1万円	3万円
中学生	1万円	3万円
高校生年代	1万円	3万円
第3子以降加算あり	22歳に達した年度末まで(大学生年代まで)*	

*大学生年代は、受給者に経済的負担がある場合のみ

次の方は申請が必要です

申請が必要な方

○新規に申請が必要な方

▽所得上限限度額超過により児童手当・特例給付を受給していない

▽高校生年代の児童のみを養育している

○増額申請が必要な方

▽高校生年代の児童を養育しているが、高校生年代の児童については過去に本市で児童手当を受給したことがない

○「監護相当・生計費の負担についての確認書」の提出が必要な方

▽第3子以降加算のカウント対象となる大学生年代(22歳に到達した年度末まで)の子と高校生年代までの児童の合計人数が3人以上

※公務員の方は、勤務先に申請してください。

申請方法

オンライン申請もしくは国保・年金課または各振興局市民福祉課で手続きしてください。

申請期限

9月30日(月)

※申請期限を過ぎてから令和7年3月31日(月)までに申請した場合、支給時期が遅くなる場合があります。

令和7年4月以降に申請した場合、申請した翌月分からの支給となり、遅れた月分の児童手当は支給できませんので注意してください。

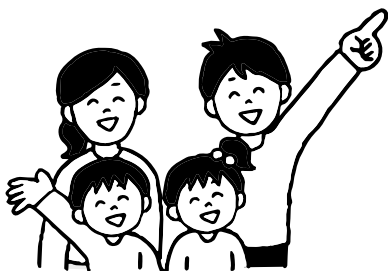
※詳しくは、市ホームページで確認してください。

《問合せ》 国保・年金課

21-9061



▲市ホームページ



私たちと一緒に「豊岡市」で働きませんか？

2025年度採用 豊岡市職員募集

後期日程＜9月試験＞申込期間 8月1日(木)～19日(月)

後期日程では、高校新卒卒での採用や専門職の募集を行います。



職種	予定 人数	受験資格	
一般事務職 (高校新卒卒)	1人 程度	▶学校教育法に基づく高等学校を2025(令和7)年3月までに卒業見込みの人	
消防職 (高校新卒卒)	1人 程度	▶学校教育法に基づく高等学校を2025(令和7)年3月までに卒業見込みの人	▶次の要件を満たす人①視力が両眼とも1.0以上(矯正視力を含む)で、色彩の識別(赤色、青色および黄色の識別)ができること②聴力、言語、運動機能その他身体の機能に消防職としての職務遂行上支障がないこと
主任介護支援専門員 (一般事務職)	2人 程度	▶学校教育法に基づく高等学校以上の学校を卒業した人で、主任介護支援専門員の資格を有する人	
介護支援専門員 (一般事務職)	2人 程度	▶学校教育法に基づく高等学校以上の学校を卒業した人で、介護支援専門員の資格を有する人	
土木技術職	1人 程度	▶学校教育法に基づく高等学校以上の学校を卒業した人または2025(令和7)年3月末までに卒業見込みの人(高等学校卒業見込みの人を含む)	
技能職	3人 程度	▶中型自動車免許を有する人または調理師免許を有する人	

試験日程

【第1次試験】

▶日程 9月22日(日)

▶場所 市役所本庁舎

【第2次試験】

▶日程 10月27日(日)

▶場所 豊岡市内の会場(第1次試験合格者に直接通知)

申込み方法

インターネット申込み

※採用試験に関する詳細は、試験案内(市ホームページに掲載、市役所などで配布)で確認してください



採用予定日

2025年4月1日

《問合せ》人事課 ☎23-1326

メール jinji@city.toyooka.lg.jp

